

論文審査の結果の要旨

論文提出者氏名 鈴木 舞

鈴木舞氏の論文「法・犯罪・科学—ニュージーランドにおける法科学ラボラトリーの民族誌」は、犯罪に関する資料の科学鑑定を行う法科学ラボラトリー（以下法科学ラボ）における実践の特性を、標準化と境界設定という観点から多層的に考察するものである。本論文では、主に2010年8月から2012年3月にかけて行われたフィールドワークに基づき、ニュージーランドの法科学ラボが事例として検討されている。

論文は8章から構成されている。まず第1章は序論として、本論文の分析対象である法科学の紹介、法科学と社会に関する先行研究の概略とその問題点、そして本論文の問題設定を扱っている。犯罪に関連する資料の科学鑑定を担うのが法科学という学問領域であり、科学鑑定が行われるのが法科学ラボであるが、法科学に関する従来の科学技術社会論的研究では、法科学ラボそのものにおける実践、法科学の多様性についての分析といった側面の研究が不十分であった点がまず指摘される。そして本論文では、標準化と境界設定という観点から、法科学ラボでの実践がラボの内部、多様な実践を含む法科学、そして国際的な標準化といった複数のレベルに基づき分析されることが示される。続く第2章では、こうした問題設定を受け、調査対象であるニュージーランドの法科学研究所に所属するいくつかのラボでの活動の概要が示され、以下の章でその具体的な記述、分析が行われる。

まず第3章では、法科学ラボでの活動に関する詳細なマニュアル作成、その遵守によるラボ内の実践の標準化が詳細に分析される。続いて第4章と第5章では、法科学内部での異なるタイプのラボの実践が、特にDNA鑑定をモデルとした、量的分析重視の方向に向かって標準化されていく様子が、その困難さとともに分析される。そして第6章では、法科学ラボ実践の地域性を乗り越え、その実践がいかに国際的に標準化されているのかが議論される。

これらの章では、法科学ラボの実践が前述した3つのレベル（ラボ、研究分野、国際関係）で標準化される過程が分析されるが、こうした標準化は裁判などの要請を受けた「法的枠組み」の中で行われることが指摘される。そしてこの「法的枠組み」においては、ラボ実践の標準化が、その「科学性」と同一視され、法科学がその意味での「科学」たりうるために、法科学ラボ実践の標準化が求められているとの主張がなされる。

第7章では、「法的枠組み」によるこうした法科学の境界設定の細部について、より詳細な記述がなされる。犯罪に関する資料の鑑定によって、事件を復元する法科学では、多様な知識体系、一般化の難しいわざや一般常識も必要とされており、法科学は様々な知を含む「応用科学」であることが強調される。この特性ゆえに、それが「科学」であるという

ことの証明への意図的な努力（境界設定）が必要とされ、その一つの手段が様々なレベルでの実践の標準化であることが明らかにされる。

第8章では結論として、「法的枠組み」とラボ実践の標準化の間にある、さまざまな問題を概括し、それがもたらす諸問題を、より広い社会的パースペクティブから再検討している。

本論文の学問的意義は次の3点である。1点目は、犯罪に関する資料の鑑定を行うラボラトリーの活動を詳細に追うことで、従来のラボラトリー研究で示されてきた科学実践とは異なるスタイルの研究活動について、その活動の特性を明らかにしたという点である。2点目は、法科学の多様な分野に着目し、法科学の実践をミクロからマクロに至るまで横断的、縦断的に検討することで、法と科学が複雑に交錯する領域のダイナミズムを描き出し、現在の科学技術社会論において、活発に論じられている「法と科学」研究に重要な貢献をしたという点である。3点目は、科学史や科学技術社会論の文脈などで数多く議論されてきた、標準化や科学の境界設定という問いに対して、裁判などの「法的枠組み」による法科学の標準化、境界設定という観点が、従来とは異なる斬新な視点をもたらしたという点である。

審査委員会においては、当事者と分析者の概念枠組の関係が分かりにくい、異なるタイプのラボ活動の対比がやや図式的である、あるいは標準化という概念のカバーする範囲が曖昧であるといった指摘もなされた。しかしこれらは、本論文全体の価値を損なうほどの瑕疵ではないことが審査員全員によって確認された。したがって、本審査委員会は博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものと認定する。